

相模原市告示第496号

相模原都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年11月14日

相模原市長 本村 賢太郎

1 都市計画の種類及び名称

相模原都市計画公園 2・2・143号麻溝台第2公園
2・2・144号麻溝台第3公園
2・2・145号新磯野第2公園

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 2・2・143号麻溝台第2公園

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

相模原市南区麻溝台字にの原地内

(2) 2・2・144号麻溝台第3公園

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

相模原市南区麻溝台字にの原地内

(3) 2・2・145号新磯野第2公園

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

相模原市南区新磯野字磯部出口地内

3 都市計画の図書の縦覧場所

相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課